

公立大学法人大分県立看護科学大学経営審議会運営規程

平成18年4月1日
規程第 6 号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人大分県立看護科学大学定款（以下「定款」という。）第17条第1項に規定する経営審議会の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(任期等)

第2条 委員の任期は2年とする。ただし、定款第17条第2項第1号及び第2号に掲げる委員については、当該役員である期間とする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(議長の職務代理)

第3条 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員以外の者の出席)

第4条 議長が必要と認めたときは、経営審議会に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第5条 経営審議会の事務は、事務局総務グループにおいて処理する。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、経営審議会の運営等に関し必要な事項は、経営審議会の議を経て理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。